

公募型プロポーザルに関する公告

令和8年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8年 8月17日

白石市長 山 田 裕



1 業務の名称

令和8年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務

2 業務の目的・概要

(1) 業務の目的

本市が白石市公園整備構想整備計画策定支援業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定することを目的とする。

(2) 業務内容

- ①公園基本計画（案）の具体化検討
- ②再整備に向けた施設配置および賑わい創出検討
- ③ゾーニング図の作成と動線計画
- ④民間活力導入に向けた事業スキーム検討
- ⑤関係者ヒアリングおよび合意形成支援
- ⑥概算事業費の算出
- ⑦公園整備計画（案）の策定

3 履行期間

契約締結日の翌日～令和9年3月26日まで

4 提案上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 本業務の見積合わせ時に、白石市競争入札参加資格者名簿（その他の業務委託）

(以下「資格者名簿」という。)に登録されていること。(本業務に係る提案書提出にあたって、資格者名簿に登録されている必要はないが、最優秀提案者と決定された際は、見積合わせまでに資格者名簿への登録申請を行い、登録が完了していること。※登録までに約2週間程度要。)

- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 参加者は、公示日を基準とした過去10年以内に、国または地方公共団体等が発注した公園整備に関する調査又は計画策定支援業務の履行実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び白石市暴力団排除条例(平成24年条例第26条)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者でないこと。
- (7) 政治団体(政治資金改正法(昭和23年法律第194条)第3条に規定するもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当する者でないこと。

## 6 手続き等

### (1) 必要書類の配布

実施要領、参加表明書その他の資料・様式は、白石市建設部都市創造課で受領するか、または市ホームページからダウンロードすること。

(ホームページ(都市創造課): <https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/24/>)

### (2) 必要書類の提出方法等

実施要領を確認すること。

## 7 問い合わせ先

白石市建設部都市創造課

住 所: 〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電 話: 0224-22-1325

F A X: 0224-22-1329

Eメールアドレス: toshi@city.shiroishi.miyagi.jp